

明けまして おめでとうございます



「サイネリアと共生」画・渡辺 和恵

◆ 特集

- ・ 知ってる？ 安倍政権の危険なもくろみ
- ・ 知っとく！？ 婚外子の相続

◆ 事件・活動のご紹介

- ・ 原発賠償関西訴訟
- ・ 長期間別居後の離婚と年金分割
- ・ 高齢者・障がい者のための相談案内

◆ 友の会活動

- ◆ 所員近況
- ◆ 事務所短信

第**33**号
2014.1

発行 **きづがわ共同法律事務所友の会**

〒556-0013 大阪市浪速区戎本町1丁目9番19号（酒井家ビル1号館）

TEL：06-6633-7621 FAX：06-6633-0494

<http://www.kizugawa-law.jp/>



知ってる？

安倍政権の 危険なもくろみ

「世界で一番企業が活動しやすい国」を目指して
～多国籍企業に優しい安倍政権～

弁護士 井上 洋子

■国政を、国民の反対にあわないうで進めたいので、国家を縛る法律である憲法を、看板は「憲法」そのままに、その中身を国民を縛る法律に取り替えます。

■労働法制は、労働力の移動を簡単にし、企業が不要になれば解雇が簡単にできるように変更します。

■秘密保護法の名のもとに、「秘密」印を乱発して、国民にいらぬ情報を与えないですむようにします。秘密を知ろうとする者は処罰します。

■教育改革や、道徳教育の名のもとに、黙々と働き、黙々と税金を払い、国のいうことには逆らわず、国の方針に疑問を抱かず、自分の意見を公言することを差し控え、場合によっては命を捧げることをも辞さない国民（立派な国民）を養成します。

■TPPの導入で、関税が取り払われ、投資先の国の国内保護政策も無視でき、より安い労働者を使えるので、多国籍企業は活躍しやすくなります。

■税制は、多国籍企業や大会社を優遇して、そのもうけを支援します。

■集团的自衛権の行使を容認することで、アメリカが第三国に武力で介入してその国に影響力を与えることに日本も加担できます。その結果、多国籍企業がその国に資本を投下して商売をする機会を得られます。



主役は国民ですよ
企業じゃありません



ちよつと待って!!
安倍さん

私たちはこんな社会を望んでいます

ごく普通の国民の私たちが望むのは、真面目に働きさえすれば、衣食住が足りて、家族と一緒に笑って暮らせ、子どもに教育を与えることができ、安心して老いていくことのできる社会です。病気になれば医者にかかれ、失業すれば最低生活保障がある社会です。そうした支え合いのために税金を払います。

安倍首相は会社が儲かれば労働者の賃金も上がるだろうと期待してるようですが、企業には労働者に利益を平等に分配する義務はありません。安倍政権は国民の生活を保障する政府の責務を会社に押しつけようとしています。会社はそんなことしらんぷりするのが当然です。そんな美談が実現するなら世の中の中からとっくに大金持ちと貧困とはなくなっているはずですよ。

知っとく!?
Q&A

婚外子の相続について

Q

婚外子の相続差別について、最高裁判所が憲法違反の判断を下しましたが、実際の相続にはどのように影響するのでしょうか。

A

婚外子（法律用語では「非嫡出子」、結婚していない男女間の子のことを言います）の遺産相続分について、2013年9月4日、最高裁判所は「嫡出子」（結婚した夫婦の子）の半分とした民法900条4項但書について、法の下

の平等を定めた憲法14条に違反して、違憲・無効との判断を示しました。

諸外国においても、婚外子の地位を「嫡出子」と平等に扱うという傾向が強まるなかで、かつての合憲判断を改めたものです。今回の判断で、2001年7月時点以降の相続については婚外子の相続分は「嫡出子」と同等となります。しかし、この時点以降の相続であっても、現在までに遺産分割が決着した事案については、法的安定性の立場から、覆らないとも判断していますので、「決着」したかどうか争いとなることもあります。

講演会

「福島原発事故を検証する」開催



関西大学社会安全学部教授
安部 誠治さん

2013年11月25日、9条をいかそう木津川地域連絡会主催、当事務所友の会共催で、講演会「福島原発事故を検証する」が開催されました。参加者は150名でした。

奥章・大阪きづがわ医療福祉生協専務理事の開会挨拶のあと、安部誠治・関西大学社会安全学部教授の基調講演がありました。政府事故調査委員会の仕事に携わった経験を踏まえ、事前の安全規制及び過酷事故対策が疎かであったこと、そのため政府も東京電力も事

故直後の対応が不十分であったことがわかりやすく説明されました。

その後、原発賠償関西訴訟原告団の森松明希子代表、佐藤勝十志副代表から、避難生活を余儀なくされた理由、訴訟を提起するに至った経緯について心に迫る訴えがありました。

福島原発事故への十分な施策の実施、与党・財界が主導している原発再稼働を許さないことの必要性が再確認できた講演会でした。



きづがわ塾

9.26 TPPって何？
井上弁護士



11.26 「大阪都構想」で大阪はどうなった!? 増田弁護士

10.7 10.28

きづがわ塾 課外授業 裁判員裁判法廷傍聴

裁判員裁判傍聴企画に30名を超える多数の応募があり、急きょ二回に分けて実施しました。

参加者に事件内容を説明したうえで、午後からの法廷を傍聴しました。休廷時間にはいろいろな質問にお答えしたり、参加者から感想などもうかがいました。

みなさん、普段テレビなどでみるものと違い、本物の刑事裁判に関心をもたれたようです。

量刑についても判断の対象とする現在の裁判員裁判の問題点などについても、問題意識をもっていただけたと思います。

- ・目の前でくり広げられる生の裁判は、迫力があり人間ドラマを見る思いでした。
- ・休憩の折々にわかりやすく説明して下さり、質問にも答えていただけたのがよかったです。

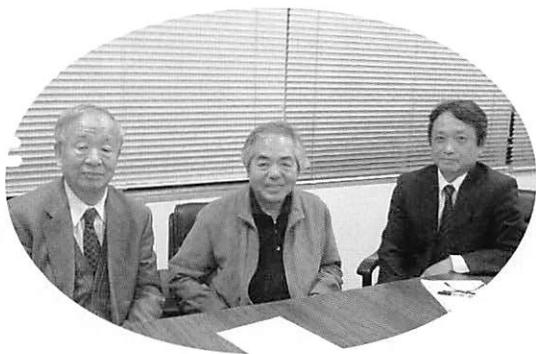
(アンケートより)

青山 政利さんに聞きました

インタビュー：鈴木弁護士、坂田弁護士

■近畿大学を退職されましたが、現在はどのようにお暮らしですか。

昨年、38年間勤務した近畿大学理工学部を退職しました。いまでも近畿大学で週2回は環境・エネルギーなどをテーマに講義をしていますが、一方で、日本科学者会議の事務局次長に就任し、政府の科学政策や教育政策に批判的検討を加える活動もしています。



■原発の問題、地球温暖化の問題について否応なく選択を迫られています。先生のお考えは。

原発がダメなことははっきりしています。安全性の問題や使用済みの核燃料の処理の問題がありますが、そもそも原発は、建設時や廃炉時に要するエネルギーを考えると効率が悪いのです。かといって地球温暖化につながる化石燃料に頼りすぎるわけにもいきません。そもそも、日本はエネルギーの使いすぎ。昭和40年頃までの日本では節約が当たり前だったのです。それ以降アメリカ発の「消費は美德」というまちがった考えが行き渡り、大量消費の時代となりました。物を大事にしない。それは資源を捨て、エネルギーを捨て、物を生産した労働力を捨てることです。そういう考えを根本的に転換して自然エネルギーで自足する社会をめざすべきです。

■先生は、地域で9条の会を長く開催されてきたと聞いていますが、どのような活動をしてこられたのですか。



2005年に泉大津9条の会が発足し、その代表世話人をしていただきます。月1回の勉強会を定例開催し、これまで90回近くになるのですが、いろんなテーマを取り上げ、主として私が講師をしています。最近では自民党の憲法改正案を5回連続で取り上げました。これほど続けているのは少し自慢です。

■きづがわ共同法律事務所や友の会への注文をお聞かせ下さい。

特に注文はありませんが、自民党の改憲案や悪法については、市民にわかりやすく訴える役割をいっそうお願いしたいですね。

■ 今後の予定 ■

友の会 新春のつどい

- とき
2014年2月7日(金) 午後5時半受付
- ところ
道頓堀ホテル
- 会費
6000円
- 内容
総会・懇親会
恒例の福引もあります。

今後の きづがわ塾

課外 裁判員裁判を 授業 傍聴しませんか

- * 3月3日(月) 12時20分
大阪弁護士会 1階ロビー集合
- * ご案内 弁護士 岩田 研二郎

2月25日(火) 午後6時～ 「知っておきたい遺言の知識」

講師 弁護士 横山 精一

5月13日(火) 午後6時～ 「災害時の避難や 社会的孤立を防ぐための 個人情報活用!」

講師 弁護士 青木 佳史

きづがわ友の会にご入会下さい

市民と司法の橋渡しとして、学習や交流・懇親、その他バラエティに富む企画でお待ちしております。

- 年会費1000円(個人)を郵便振替用紙で払込送金してください。この用紙が入会申込書を兼ねます(入会から平成26年末までの会費となります)。団体・法人会費は一口5000円です。
- 入会された方に、会員カードをお送りします。
- 次年度以降の会費支払いは、毎年振替用紙を送付します。

会員の方は、
2014(平成26)年度分の
会費を、振替用紙で
おさめてネ!
よろしくおねがいします



ハイキング 須磨寺～離宮公園へ

2014年5月31日(土)

〈お申込み・お問い合わせ〉は
同封のビラをご覧ください

ふじつこの暮らし、避難の権利、

つかもつ安心の未来

— 原発賠償関西訴訟 —

弁護士 宮本 亜紀



二〇一一年三月二日の東北地方太平洋沖地震と福島原子力発電所事故からもうすぐ三年、福島県からだけでも一五万人が放射能被爆から避難し、関西にも多くの避難者が生活されています。

大阪弁護士会では当初から避難者の法律相談や生活支援に取り組んできました。原発事故の原因の多くが未解明で、放射線の影響を知らされず、復興がほとんど進まず、東京電力は真摯に応答せず、国が避難者への施策を講じない現状に対し、避難者は大きな悲しみと悔しさを感じられています。三・一一以前の生活が突然奪われ、家族と地域がバラバラに分断され、特に子どもの健康不安が大きく、被害は広く長く深く個別的で

そこで、三年の時効を前に昨年九月一七日、事故対策を怠った東京電力と、原発を国策として推進し安全神話を振りまいて規制を怠った国に対する損害賠償請求訴訟を、大阪地方裁判所へ提訴しました(第一次原告は、大阪・滋賀・奈良在住の二七世帯八〇名)。一〇〇名余りの弁護団に、当事務所の青木・宮本が入っています。京都でも同時提訴、兵庫も続いて提訴し、全国各地(福島・東京・千葉・札幌・名古屋・山形・新潟・前橋・横浜)で同様の裁判があり、協力して被害の完全賠償と完全回復のための必要な施策を構築させることをめざしています。「避難する権利」を確立し、避難した人・残った人・帰還した人すべてが同じように、「ふじつこの暮らし」を取り戻すために、国及び東京電力の「責任」を明らかにし、「個人の尊厳」の回復を求めて、頑張ります。

長期間別居後の離婚と年金分割

弁護士 坂田 宗彦



Aさんが、離婚した夫が年金分割に納得してくれないとして相談にいられました。離婚に至るまで、同居した期間よりも別居していた期間の方が相当長いという事実でした。

すっかり定着した年金分割制度、正確に言えば年金記録の分割です。離婚に伴う財産分与の一種なのですが、通常の財産分与とは若干性格を異にします。財産分与というのは、婚姻期間中に夫婦が築き上げた財産(夫名義であることが多い)を離婚時に清算する制度で、多くのケースでは五分五分で分与することとなります。そして、分与の請求は離婚時であるにしても、分与の対象となる財産がいつの時点の財産かといえば、通常は婚姻関係が実質的に破綻をした時期とされます。この時点以降は、夫婦共同の財産形成が無いと思われるからです。しかし、年金分割はそうではなく基準時はあくまで離婚の届け出時となります。したがって、長期間の別居後の年金分割の際には紛争が起きることが多いのです。分割を請求される側からすれば、夫婦としての生活実態が長期間ないにもかかわらず、その期間の年金記録も折半となるのは納得がいかないというわけです。

Aさんは、家庭裁判所へ審判を申立てた結果、按分割合を〇・五つまり折半の審判が下され、高等裁判所でも審判が維持されました。厚生年金が婚姻期間中の保険料納付により夫婦双方の老後の所得保障を同等に形成していくという社会保障的性質及び機能を有していることからすれば、原則として分割割合は折半とすべきとの理由からです。

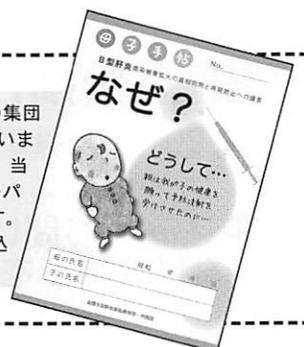
ちなみに年金の分割請求は、離婚から二年を経過すると出来なくなりますのでご注意ください。

相談窓口 全国B型肝炎訴訟・大阪弁護団

電話：06-6647-0300
(月～金曜日 午前10時～午後5時)
FAX：06-6647-0302

弁護団ホームページは「B型肝炎大阪弁護団」で検索して下さい。

昭和23年から昭和63年頃まで、国の集団予防接種でB型肝炎ウイルスが伝播していました。どうしてそんなことがおきたのか、当時の状況や理由が解明されました。このパンフレットにわかりやすく書いてあります。ご希望の方は左記相談窓口にてお申し込みください。無料です。



困ったら
すぐ相談!!

高齢者・
障がい者
のための

電話相談
出張相談 実施中

受付専用
電話

☎ 06-6633-7624

受付時間 月～金 9:30～17:00

安心して地域で暮らしていくために



なるほど出張相談

訪問販売の被害から、成年後見制度で 専門家によるサポート体制へ

介護保険のケアマネージャーから、一人暮らしの80歳の女性が訪問販売で不必要な高価な浄水器を買ってしまったという電話相談がありました。法律的に売買契約の無効主張ができるか詳しく事情を聞くため、ケアマネージャーと一緒にご自宅へ訪問しました。クーリングオフ期間に間に合って比較的簡単に契約解除できましたが、ご本人の判断能力が十分でなく不安があるので、遠方に住む息子さん達とも話し合い、裁判所に成年後見制度のうち保佐開始審判の申立をし、弁護士が保佐人に選任されました。現在は、法律的な財産管理や身上監護（介護サービス契約等の代理・援助）のため、月に1回訪問してご本人の気持ちを聞きながら、ケアマネージャーとも連絡をとって援助しています。これにより、家事ヘルパーやデイサービス利用で日常的な身体的介助は福祉関係者が、法律的な財産管理等は弁護士が専門性を活かして協力して、一人暮らしで少し日常生活に不安のある方を見守り支える体制ができました。



安倍首相の精神構造を疑う

弁護士 小林 保夫

集团的自衛権の名のもとに憲法九条を形骸化して国防軍を創設し、国家安全保障会議の名目でアメリカ軍に追従して地球の裏側まで軍隊を送り、多数の戦死者を生むのをいとわない。

平和を蹂躪し、大企業と軍需産業をつるおす多額の軍事費を捻出するために国民の生活を犠牲にする。

そんな政策の遂行に不満を抱き、あるいは抵抗する国民を押さえ込むために国家秘密保護法を作って国民に対する監視と弾圧の体制を作る。



安倍首相のめざす日本は、まさに軍事国家、警察国家、独裁国家そのものである。

来日したアメリカのケリー國務長官（外務大臣）、ヘーゲル防衛長官（防衛大臣）は、安倍首相の強い期待にもかかわらず靖国神社参拝を選ばず、あえて千鳥ヶ淵戦没者墓苑に赴いた。安倍首相の思想や政治姿勢が、アメリカ政府からも警戒され、批判されていることを示す強烈なメッセージである。

安倍首相の精神構造は、異常である。

こんな安倍首相の命運は長くはない。長くていいはずがない。

郷愁

弁護士 森 信雄

娘が京都で下宿生活を始め、夫婦の間で京都を話題にする機会が増えた。学生生活を送り、様々な経験を重ね、その後の人生の礎となった私の「第二の故郷」である。京都を訪れ、変化を見つけては時の流れに思いを馳せ、変わらぬ町並みには心とむ。過去の記憶は往々にして美化されがちである。しかし、たとえ自己に都合のよい錯誤が潜んでいようと、青春の思い出は懐かしく心地よい。



よろしくお願ひします

若い世代に引き渡したいバトン

弁護士 渡辺 和恵

今年の春に弁護士生活四〇年目に入ります。弁護士になった年は、国連の国際婦人年でした。世界で女性が生き生き自分の人生をまっとう出来る時代の幕開けでした。ところがこの二〇年、競争万能主義がはびこり、女性の貧困、子どもの貧困が社会のテーマになっています。貧富の格差を是とする社会がまっとうに発展するはずがありません。もう少し現役で働き、若い世代に心豊かに生きられる社会を引き渡したいものです。



東京見物

弁護士 鈴木 康隆

昨年の秋、大学時代からずっと親しくしていた友人達三夫婦で東京見物をしました。元々は五夫婦で、ここ数年間、毎年秋に、箱根、鳥取、長野、京都、奈良などを旅行していたのですが、年を経ることに参加者は減り、今年は三夫婦になってしまいました。

一口目は、台東区にある樋口一葉館と、上野の都立美術館で催されていたイギリスを代表する画家ターナーの展覧会に行きました。夜は、上野にあるホテル鷗外荘に泊まりました。ここは、森鷗外が数年間住んでいたところだそうで、鷗外が住んでいた建物が、一部保存されていました。翌日は、竹芝橋から二時間の東京湾クルーズでした。

私は、五〇年以上前に東京で学生生活をしていたので、今さら東京見物でもないだろうと思っていたのですが、さすが東京です。わずか二日間でしたが、大変充実したものでした。



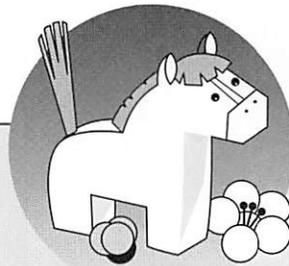
ベートーヴェン交響曲全集

弁護士 坂田 宗彦

一人の指揮者が楽団を指揮してベートーヴェンの九つの交響曲全集を録音したものが全集で、カラヤンとベルリンフィルなどが有名です。昔はずいぶん高価だったのですが、今や居酒屋に一回行った程度の料金で入手できるようになりました。評論家は指揮者が違えば別の音楽のように聞こえるとも言いますが、残念ながら、私にはそれほどほどの差異が聞き取れないことがほとんどで、同じような感じのものを何組も購入してしまっています。もう買わないぞと思っても、千円ちょっとで特売しているのを見るとその決心も揺らぎます。



でも、ベートーヴェンはすばらしい。なにより元気が出ます。



今年も

出張相談とアウトリーチ

弁護士 岩田 研二郎

昨年より事務所始めた高齢者・障がい者むけの電話相談・出張相談の担当日が一ヶ月に二〜三日まわってきます。昔の依頼者で高齢になられ「足が悪くて事務所に行けないので自宅にきてほしい」といわれる方なども結構おられます。電話で済まない場合は、ご自宅までいきますが、私の事務所は元々地域事務所として地域に根ざした活動をしており、地元の地理もよくわかるので、苦にはなりません。むしろご自宅でお話をうかがうと、相談される方がリラックスしておられるので、話が弾むこともあり、満足感ももっていただけます。私たちが活動する地域も高齢化が進み、「あなたの街の法律事務所」というモットーを具体的に実現するアウトリーチの取り組みです。



いまだ「知命」に至らず…

弁護士 青木 佳史

四〇代最後の一年でしたが、いつもと同じように、サーッと過ぎ去っていききました。人生一〇〇年が珍しくなくなり、内外のミュージシャンが七〇代になってもタフに現役でライブをしているのを見るにつけ（ポールマッカートニーの若いこと）、さてこれから五〇代をどう生きていこうかという問い自体がよくわからなくなってきました。まあ、原発事故賠償訴訟が本格的になりますし、日弁連では「意思決定支援」を重視した成年後見制度の抜本的見直しが始まってくるでしょう。また立ちこめる暇もなく過ぎるでしょうが、一つひとつを丁寧に行っていくつもりです。



憲法を考えるときにおすすめの一冊「敗北を抱きしめて」

(ジョン・ダワー著・岩波書店)

弁護士 横山 精一

現在の憲法はどのようにしてつくられたのか。ジョン・ダワーというマサチューセッツ工科大学の教授が書いた「敗北を抱きしめて」にそのいきさつが書かれています。明治憲法の手直しで十分だという従来の権威者と新しい世の中を求める庶民の願いの違い。民間の憲法研究会等の考えの多くが新憲法に取り入れられ、その考えの淵源には明治時代の自由民権運動があった。アメリカの学者が日本の戦後をよくとらえています。



マイマイカブリ

弁護士 井上 洋子



初めてマイマイカブリを見た。マイマイカブリとはカタツムリを食べる甲虫である。図鑑の写真ではどう猛で下品な感じと受け止めていた。しかし、実物は、まじめな風情で黙々と歩いており、体つきは精悍で、深い紺黒のつやけしの色あいで渋いなりをしていた。虫ながら生きる苦勞と矜持みたいなものを感じさせてかっこよかった。一目惚れしてしまった。自立してすっかり生きていく生物はどれも美しい。私もそうありたい。

癒しのある事務所の心がけ

弁護士 古本 剛之

最近、仕事の関係で総合病院を訪れる機会がよくあります。多くの病院が、エントランスに広い空間を設け、きれいな待合室があり、快適な利用ができるよう工夫されています。職員の対応も丁寧です。病気や怪我でふさぎ込みそうになる気持ちを癒す空間を作っておられるのだと思います。法律事務所もまた、トラブルを抱えて気持ち沈みがちな方が訪れます。その気持ちを和ませる快適な空間作りが、事務所でも欠かせないのだと思います。



元気に復帰します！

弁護士 峯田 和子

昨年初めに第二子を出産し、しばらくお休みを頂いておりました。年明けからいよいよ仕事に復帰いたします。これまでの生活では隣近所の方の顔すら覚えないう状態でしたが、このお休み中は「奥様トーク」に初参加（！）など幾多の得難い経験をさせて頂きました。まだまだ子ども達は手の掛かる状態ですが、この休みで気力体力とも充実させ、今年一年、エンジン全開で頑張りたいと思います。



老人漂流社会

弁護士 増田 尚

NHKスペシャルの「老人漂流社会」シリーズが話題になっている。社会的に無縁となった老人が、病院、介護施設などをたらい回しにされる。生活保護、介護保険、医療などの制度があっても、人ひとり、地域で暮らし続けることを保障できない。長く働き税金や保険料を納めていながら、なぜ安心して老後を迎えられないのか。この春には消費税率が8%に引き上げられる。「福祉のため」との美名が空々しい。



引越して振り返る精いっぱい二年

弁護士 宮本 亜紀

年末に引越しました。法律から政治に関わる様々な学習会や集会に出たり、日常的に勉強を深めようと思って残しておいた資料や本が、未整理で大量に出てきました。私は、若手弁護士としてこの二年で、司法修習生の給費制問題、憲法改正問題、秘密保護法問題などに精いっぱい取り組んで講師活動等もしましたが、その他の人権・社会的諸課題は学習が浅かったことに悔やみ、今年はずっと、人間として幅を広げていきたいと思っています。



■ 2013

- 8・31 木下和茂弁護士退所
- 9・14 友の会世話人会
- 9・18 松浦事務局員退職
- 9・26 きづがわ塾「TPPって何？」
- 9・28～29 自由法曹団大阪支部総会
- 10・8 きづがわ塾課外授業「裁判員裁判傍聴」
- 10・13～14 9条世界会議・関西
- 10・20～21 自由法曹団総会
- 10・28 きづがわ塾課外授業「裁判員裁判傍聴」(追加分)
- 11・8～ 反原発関電本社前抗議行動
- 11・14～ 秘密保護法案反対大国町駅街頭宣伝
- 11・25 安部誠治氏講演会「福島原発事故を検証する」
- 11・26 きづがわ塾「『大阪都構想』で大阪はどうなった!？」
- 12・14 事務所総会
- 12・27 仕事納め

■ 2014

新年は1月6日(月)午前9時30分から
通常業務を行います。



一年間大変お世話になりました

昨年1月より、きづがわ共同法律事務所において、地方へ赴任するための養成を受けて参りました。昨年12月末をもちまして、1年間の養成を無事終えることとなりました。

きづがわの先生方々、事務局の方々、依頼者の皆様に、多くのことを教えていただき、励ましのお言葉をいただき、今後の弁護士人生にとって大変貴重な1年間となりました。

きづがわでの経験を礎に、本年1月より、三重県津市にある法テラスへ赴任し、地域貢献のできる弁護士となれるよう日々研鑽を積んで参る所存です。

1年間大変お世話になり、ありがとうございました。



弁護士 岩本 恵



退所のご挨拶

弁護士 木下 和茂

1995年の弁護士登録以来、きづがわ共同法律事務所に執務して参りましたが、このたび事務所の了解を得て8月末日をもって退所し、9月より兵庫県豊岡市の豊岡合同法律事務所へ移籍しました。弁護士人生も折り返し地点を過ぎ、気力も体力もあるうちに新たなチャレンジに取り組みたいという気

持ちが強くなり、豊岡の地に飛び込む決意を致しました。現在は但馬において、地域の新たな課題に取り組み充実した毎日を送っています。

きづがわ共同法律事務所在籍中は、事務所メンバーはもちろんのこと、地域のいろいろな方々に支えられて弁護士として貴重な経験を積むことができました。本当にお世話になりました。

退職しました 松浦 俊介

体調不良のため、昨年9月をもちまして、きづがわ共同法律事務所を退職いたしました。今後はしばらく療養につとめ、皆さまからお世話になりましたことを糧にして新しいスタートを切りたいと思います。

12年半ありがとうございました。

